

青森市下水道使用料等審議会

答申書

写

平成 26 年 10 月 9 日

青森市長 鹿内 博 様

青森市下水道使用料等審議会
会長 藤田 正一

下水道使用料等の改定について（答申）

平成 26 年 7 月 4 日付、青市下総 78 号にて諮問のありました下水道使用料等の改定について、青森市下水道使用料等審議会条例第 3 条の規定により、次のとおり答申します。

記

1 はじめに

本市の下水道ならびに農業集落排水施設は、水洗化による生活環境の改善、陸奥湾や河川等の公共用水域の水質保全に寄与し、実に多くの市民が快適な生活を送るうえで、必要不可欠な社会資本であることを改めて認識したところである。一方で、投資負担が大きいこれらの施設を、青森市はもとより全国的な趨勢である人口減少社会の中で、いかに将来にわたり維持管理し次世代へ引き継いでいくべきか、そのための使用者の負担はいかにあるべきか、多くの課題についても市民の理解が必要となることもまた認識されたところである。

今回審議のもととなった下水道事業及び農業集落排水事業にかかる平成 27 年から平成 29 年までの財政計画によれば、収支の状況を示す経費回収率は概ね良好な状態が続くものの、施設の老朽化や近年の投資効率の低下、さらには人口減少の影響により、将来の収支状況に懸念がある。その対策としては、本事業が今後も市民の公共の福祉の増進に資し、かつ、公正・健全に経営されていくように、公平で適正な下水道使用料の設定を中心とした施策に真摯に取り組んでいくことである。

諮問を受けた下水道使用料等については、独立採算制の原則及び受益者負担の原則をもとに検討したところであるが、今回は特に公平性について重きをおいたうえで、合併の際の経緯で一市二制度となっている青森地区浪岡地区それぞれの下水道使用料体系を市民にとって負担とならないように配慮し、統一した下水道使用料体系とすることが、市民の公共の福祉の増進並びに本事業の公正・健全な経営に漸進的に資することとなるがゆえに、以下の下水道使用料等の改定について答申するものである。

2 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定

当審議会は、青森市の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について慎重に審議を重ねた結果、改定は止むを得ないものと全会一致で合意し、使用料体系を別紙のとおり改定することが適当であると判断する。

(1) 算定期間

下水道使用料等は日常生活に密着した公共料金の性質から、できる限りの安定性と予測の確実性を持つべく、算定期間は平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間とする。

(2) 使用料体系の改定内容

現在、青森地区及び浪岡地区において、それぞれ適用されている使用料単価や水量区分、水道水以外による水などの用途区分について、青森市下水道条例第 23 条第 1 項及び第 24 条及び青森市農業集落排水施設条例第 14 条第 1 項及び第 15 条に規定されている青森地区の使用料を適用する。

(3) 経費回収率

改定後の使用料による経費回収率は計画期間の 3 年間において、下水道事業は 95.8%、農業集落排水事業は 37.3%となると見込まれる。

(4) 使用料改定の時期と経過措置

新たな使用料の適用は、平成 27 年 4 月からとなるが、浪岡地区の利用者の中で、比較的大口の利用者に対する負担増の緩和を図るため、平成 27 年度中は、30 m³を超える従量使用料の単価において経過措置を講じることが妥当である。

なお、一部従量使用料において適用となる経過措置の単価については別紙のとおりである。

3 審議内容

主な審議については以下のとおりである。

(1) 財政計画における収支見込について

下水道事業の費用内訳として、借入れした起債の元利償還金の割合が大きいが、これは建設費等の多額の投資負担を特定の世代のみに負わせることなく財源を賄うために起債していることによるもので、他都市においても供用開始年数等による違いはあるものの、ほぼ同様の傾向にある。

計画期間については、起債の利率などの不確定要素についてもできるだけ正確に予測し、また今後の変動要素を適時反映できるよう、3年間とした。

経営の効率化のための検討事項で、今回、使用料要因として算入し得なかった事項等については、今後、より公正な使用料算定となるように、研究していくことを望むものである。

(2) 使用者の状況について

人口減少の影響から使用料収入の見通しを弱含みとしているが、このことについては、一般家庭レベルでは、世帯は増加していることから件数は増加傾向にあるものの、1件あたりの使用水量は低下し、使用料収入が逡減する要因となっている。また、大口の水量ランクにおいても、景気の浮揚が地方では未だ確かなものとなっていないこともあり、安定的な使用水量の増加にはつながっていない。

(3) 環境保全について

下水道の整備は、使用者自身のみならず、周辺地域において快適な生活環境を提供するほか、良好な公共用水域の水質保全に寄与している。

本市の場合、最終的に下水を処理してきれいな水に再生してから川や海に放流する下水処理場として八重田浄化センターと新田浄化センターがあり、いずれも陸奥湾に隣接し、再生水は陸奥湾に放流されている。

それゆえ、これらの下水処理が陸奥湾の水質にどのような影響をもたらしているかについて、「本市を河口として陸奥湾に注ぎ込まれる河川の水質」と「本市の下水道の整備・普及」の関連性の推移について、平成2年度から平成24年度まで本市環境部が検証した結果、近年の本市の下水道の整備・普及に伴って、本市の浄化センター圏域の河川の水質の数値が確実に改善されてきていることが示されるようになり、本市の下水道整備・普及の効果について改めて確認がなされたところである。

(4) 一市二制度解消について

平成 17 年に旧青森市と旧浪岡町との合併に際して、下水道使用料は、旧市町における下水道事業の財政計画に基づき設定されていたこともあり、合併後 5 年間それぞれの使用料を適用するとした。

しかしながら、下水道使用料はその使用に対する対価として徴収するものであるため、同一使用に対して使用料の差を設けることは適当ではない、すなわち使用料は統一されて然るべきという原則がありながらも、多くの市町村が合併を検討する中で、事業規模、運営制度、条件、使用料金等に差がある場合、住民の生活に影響を及ぼさないよう十分検討し、円滑な統一について調整することが適当であるとの考え方を踏まえ、当市においても一市二制度の使用料体系としたものである。このように、当時の地区ごとに使用料を設定するという考え方は恒久的なものではないということが確認されていた。

青森地区と浪岡地区の経費回収率について比較すると、平成 25 年度決算見込みによれば、青森地区 94.8%、浪岡地区 44.2%であった。この差は、処理区域内における人口密度が高いほど採算が向上することや下水道施設の種類、自然的・地理条件、供用開始後経過年数の違いにより経費回収率に差異が生じる下水道事業の特性によるところが大きい。また、段階的に使用料の引き上げを行ってきた旧青森市に対し、旧浪岡町は供用開始以来使用料改定を行っておらず、受益者負担の原則に対する考え方の差もあったと考えられる。

しかし、現行の下水道事業等の経営において、事業会計は同一であり、かつ一般会計からの繰入も両地区の差を考慮したものではないがゆえに、負担の公平性を確保するためには、やはり原則のとおり、下水道使用料は統一すべきものとする。

そして、その統一方法について検討するにあたり、両地区の使用料体系を比較したところ、青森地区は基本使用料が低く累進度が高い。浪岡地区はその逆であり、使用水量 18 m³以下では青森地区の使用料が安く、それを超えると浪岡地区が安い。統一使用料体系として、浪岡地区の使用料体系を採用した場合は、青森地区の大口需要者からの使用料収入が大きく減少し、財政状況や経費回収率が悪化する結果となる。一方、青森市の使用料体系を採用した場合は、浪岡地区の大口需要者は負担増となるものの一般家庭の多くは負担の減少となる。また、全面的な値上げ値下げに関しても予断を持たず検討したが、やはり使用料収入が減ることは租税を原資とする一般会計からの繰入金への依存度を高め、使用者以外の住民や次世代の負担増となる。これらの検討結果から、現在の青森地区の使用料体系を全体的に適用することが最も合理的かつ公平性に適うと本審議会で判断した。

しかしながら、浪岡地区における大口の下水道使用者の数は多くはないもの

の、統一後の大口の下水道使用者への影響を考慮して 1 年間の経過措置による使用料単価の適用を検討した。

4 付帯意見

当審議会は、下水道使用料等の改定について慎重に審議を重ねた結果、前述のとおり止むを得ないものと判断し、新たな使用料体系のとおり改定することが適当であるとの結論に達したものの、今回の改定後も、安全で適切な管理のもと、さらなる経営の合理化、効率化など一層の経営の健全化に努めていただき、下水道使用料等が市民にとって適切な負担であり続けるために、次の事項を付帯意見とする。

(1) 効果的な整備と水洗化率の向上について

近年の整備地区の水洗化率が低いことは、整備前に浄化槽などの汚水処理設備を既に供えている場合が多いことや、資金面の事情など様々な要因があるにせよ、このことは経費回収率の低下を招き、使用者もしくは一般税の負担になること、さらには公平性の観点から、接続要請活動の更なる強化など水洗化率の向上に努めていただきたい。

また、今後は整備方法について地域ごとの特性から、公共下水道等による集合処理と浄化槽などによる個別処理を選択的に検討していくようであるが、採算の面のみならず需要についても十分に検討のうえ整備計画を実施し、実質的な投資効果を高めていただきたい。

(2) 使用料体系について

同一の使用料とする改定を審議する際に課題となったのは、青森地区の使用料体系の累進度が高いことが要因となっており、これまでの使用料改定の経緯から、地下水の区分と温泉浴場の区分により大口使用者への負担軽減を図る手法であることは理解できるが、今後、根本的な使用料改定を行う際には、社会経済情勢を踏まえ、一般家庭や事業所などの使用者類型別の負担のあり方を再度検討していただきたい。

(3) 適切な維持管理について

下水道事業は、日常生活に欠かせない都市基盤であることから、継続的かつ安定的な維持管理が求められている。また、下水道事業等経営の合理化を推進していくことも求められており、合理化への取り組みの一つとして施設の維持管理について民間活力を活用する手法を検討していることは首肯できるもので

ある。しかし、この検討に際しては、「継続的かつ安定的な下水道事業等施設の維持管理」と「下水道事業等経営の合理化」が両立できることを十分に考慮して検討していただきたい。

(4) 地方公営企業法の適用について

今後、施設の老朽化がすすみ、人口減少の影響が懸念される中で本事業の公正かつ健全な経営を維持していくためには、資産状況の的確な把握を通じた適切な更新計画により事業の持続性を確保すること、そして減価償却費など非現金支出を含む損益計算により経営成績を適正に示したうえで、使用料対象原価を明確化し、使用料の改定についても検討していくことが必要である。

そのためには、現行の官庁会計方式では全てを示すことは難しいため、地方公営企業法を適用し、いわゆる企業化により、企業会計方式を活用することが有効な手法である。

しかしながら、かつて本市において、本事業の経営に地方公営企業法を適用することを検討しながらも中止した経緯がある。それゆえ、再度、地方公営企業法の適用の検討を推進していくことは、難しいことであると推察される。

しかし、本事業が、公正かつ健全な経営体質となって経営財務面において独立採算の原則に則り、持続性を持った経営をしていけるように、近隣及び類似する他都市の地方公営企業法の適用状況の調査もしつつ、地方公営企業法の適用に前向きに取り組んでいただきたい。

(5) 市民への説明について

今回、審議する際に、下水道事業の雨水汚水などの経費区分、一般会計で負担すべき経費など理解が難しい点が多いこと、またその投資額及び将来の負担となる市債残高の大きさから、市民に対し、その役割や経営状況を丁寧に説明し理解を得ることが必要である。

また、そのことは、接続の要請や使用料による負担などについて理解を得ることにつながり、下水道事業等の円滑な推進のためにも大切なことである。

そして、今回の使用料改定は、浪岡地区の大方の使用者にとっては負担が減るものの、大口の使用者にとっては負担増となり、事業経営等に少なからず影響を及ぼすものと考えられることから、改定することとなった背景・理由や経過措置を含めた実際の影響額についても、大口の使用者の理解が得られるよう丁寧に説明を尽くすことを求める。

別紙

現行・改定後の下水道使用料及び農業集落排水施設使用料

①-1【現行の下水道使用料】

・旧青森市の区域の下水道使用料

種別	用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
			汚水の量	1 m ³ につき
水道水による水	一般用	1,313.28円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	173.88円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	237.6円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	304.56円/m ³
			100 m ³ を超える分	354.24円/m ³
	公衆浴場用		10 m ³ を超える分	123.12円/m ³
	公設プール用		10 m ³ を超える分	123.12円/m ³
水道水以外の水	一般用	1,313.28円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	95.04円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	131.76円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	167.4円/m ³
			100 m ³ を超える分	195.48円/m ³
	公衆浴場用		10 m ³ を超える分	22.68円/m ³
			10 m ³ を超える分	22.68円/m ³
	温泉浴場用		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	46.44円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	58.32円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	70.2円/m ³
			100 m ³ を超える分	79.92円/m ³

・旧浪岡町の区域の下水道使用料

用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
		汚水の量	1 m ³ につき
一般用	1,512円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	151.2円/m ³
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	172.8円/m ³
		50 m ³ を超え 150 m ³ までの分	216円/m ³
		150 m ³ を超える分	269.48円/m ³
公衆浴場・水泳プール用		10 m ³ を超える分	21.6円/m ³

①-2【改定後の下水道使用料】

・青森市の区域の下水道使用料

種別	用途区分	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
			汚水の量	1 m ³ につき
水道水による水	一般用	1,313.28円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	173.88円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	237.6円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	304.56円/m ³ (253.8円/m ³)
			100 m ³ を超える分	354.24円/m ³ (297円/m ³)
	公衆浴場用		10 m ³ を超える分	123.12円/m ³
	公設プール用		10 m ³ を超える分	123.12円/m ³
水道水以外の水	一般用	1,313.28円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	95.04円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	131.76円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	167.4円/m ³
			100 m ³ を超える分	195.48円/m ³
	公衆浴場用		10 m ³ を超える分	22.68円/m ³
			10 m ³ を超える分	22.68円/m ³
	温泉浴場用		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	46.44円/m ³
			20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	58.32円/m ³
			30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	70.2円/m ³
			100 m ³ を超える分	79.92円/m ³

※従量使用料におけるカッコ内の数値は、平成27年度の浪岡地区における経過措置による単価である。

②-1【現行の農業集落排水処理施設使用料】

・旧青森市の区域の農業集落排水処理施設使用料

種別	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
		排水量	1 m ³ につき
水道水による水	1,313.28 円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	173.88 円/m ³
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	237.6 円/m ³
		30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	304.56 円/m ³
		100 m ³ を超える分	354.24 円/m ³
水道水以外の水	1,313.28 円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	95.04 円/m ³
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	131.76 円/m ³
		30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	167.4 円/m ³
		100 m ³ を超える分	195.48 円/m ³

・旧浪岡町の区域の農業集落排水処理施設使用料

基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
	排水量	1 m ³ につき
1,512 円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	151.2 円/m ³
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	172.8 円/m ³
	50 m ³ を超え 150 m ³ までの分	216 円/m ³
	150 m ³ を超える分	269.48 円/m ³

②-2【改定後の農業集落排水処理施設使用料】

・青森市の区域の農業集落排水処理施設使用料

種別	基本使用料 (1箇月につき)	従量使用料 (1箇月につき)	
		排水量	1 m ³ につき
水道水による水	1,313.28 円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	173.88 円/m ³
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	237.6 円/m ³
		30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	304.56 円/m ³ (253.8 円/m ³)
		100 m ³ を超える分	354.24 円/m ³ (297 円/m ³)
水道水以外の水	1,313.28 円 (10 m ³ までの分)	10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	95.04 円/m ³
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	131.76 円/m ³
		30 m ³ を超え 100 m ³ までの分	167.4 円/m ³
		100 m ³ を超える分	195.48 円/m ³

※従量使用料におけるカッコ内の数値は、平成 27 年度の浪岡地区における経過措置による単価である。

青森市下水道使用料等審議会委員名簿

	所属・役職名等	氏名
会長	青森中央学院大学教授	藤田 正一
副会長	青森中央学院大学教授	吉原 正彦
委員	青森商工会議所・工業振興委員会委員長	竹中 義道
委員	青森市浪岡商工会・会長	一戸 善正
委員	青森市旅館ホテル協同組合・理事	八木橋 裕
委員	浅虫温泉旅館組合・組合長	蝦名 幸一
委員	青森市社会福祉協議会・事務局次長	成田 浩司
委員	青森市町会連合会・副会長	倉内 一長
委員	青森地域社会研究所・主任研究員	長尾 匡道
委員	青森市消費者の会・会長	大森 頼子
委員	東北税理士会青森支部・会員税理士	佐々木 信一
委員	一般公募	柴田 章二
委員	一般公募	柴田 眞理子
委員	一般公募	鳴海 武雄
委員	一般公募	三上 範子

(敬称略・順不同)

(参考) 当審議会の審議経過

平成 26 年 7 月 4 日 (金)	委員委嘱、諮問、審議 (審議資料について)
平成 26 年 7 月 31 日 (木)	審議 (第 1 回審議会における課題等について)
平成 26 年 9 月 25 日 (木)	審議 (総括・答申の取りまとめ)